

川崎市立看護大学における研究活動に係る不正行為  
及び公的研究費の不正使用の防止に関する規程

令和4年11月16日  
看護大学規程第45号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 不正行為及び不正使用の防止の責任体制（第4条～第10条）
- 第3章 通報の受付等（第11条～第16条）
- 第4章 通報に対する調査体制・方法（第17条～第28条）
- 第5章 不正行為又は不正使用の認定（第29条～第33条）
- 第6章 調査後の措置（第34条・第35条）
- 第7章 公的研究費の運営・管理（第36条～第41条）
- 第8条 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学省決定。以下「実施基準」という。）に基づき、川崎市立看護大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用の防止について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）教職員等 本学の教員、非常勤教員、事務職員、会計年度任用職員等、本学で行う研究活動に関わるすべての構成員をいう。
- （2）公的研究費 文科科学省、厚生労働省又は他府省（これらが所管する独立行政法人等を含む。）から配分される競争的資金を中心とした公募型資金、公益財団法人又は民間助成財団等から配

分される研究助成金若しくは本学から配分される個人研究費又は学長裁量研究費をいう。

(3) 研究活動 公的研究費を活用した立案、計画、実施、成果のとりまとめ、発表に係る一連の研究行為をいう。

(4) 不正行為 研究活動における各過程においてなされる次に掲げる行為で、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによって生じるものをいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ 論文の二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

オ 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。

カ その他 不正行為に準ずる研究活動における著しく悪質な行為

(5) 不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用、交付の決定の内容やこれに付した条件、配分機関の定め及び川崎市例規、本学規則等に違反した使用を行うことをいう。

(6) 研究倫理教育 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、教職員等に対し求められる倫理規範を理解、修得させることを目的に本学が実施する教育をいう。

(7) コンプライアンス教育 不正行為及び不正使用を事前に防止し、教職員等に対し当該教職員等が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのかなどを理解させることを目的に本学が実施する教育をいう。

2 前項に定めのない用語の定義については、ガイドライン及び実施基準の例によるものとする。

(行動規範の遵守)

**第3条** 本学に所属する全ての教職員等は、本学の研究活動に係る行動規範（以下「行動規範」という。）を遵守し、研究倫理教育を受講しなければならない。

## 第2章 不正行為及び不正使用の防止の責任体制

(責任体制)

**第4条** 本学は、不正行為及び不正使用の防止に組織として取り組むため、次の各号のとおり責任者を配置し、その責任と権限を定め、学内外へ広く周知するものとする。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者

2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、それぞれの管理監督責任を十分理解しなければならない。管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、懲戒処分等の対象となることがある。

(最高管理責任者)

**第5条** 最高管理責任者は川崎市立看護大学学長（以下「学長」という。）とし、本学全体を統括し、不正行為及び不正使用の防止についての最終責任を負うものとする。

2 最高管理責任者は、行動規範、研究活動不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）及びこの規程を策定、周知するとともに、教職員等に遵守させるために必要な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者に対して、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

**第6条** 統括管理責任者は川崎市立看護大学学部長とし、最高管理責任者を補佐し、不正行為及び不正使用の防止について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとする。

2 統括管理責任者は、不正行為及び不正使用の防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

**第7条** コンプライアンス推進責任者は、川崎市立看護大学コンプライアンス委員会委員長とし、統括管理責任者の指示の下、本学内における不正行為及び不正使用の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究倫理教育責任者とともに、不正行為及び不正使用の防止を図るため、教職員等に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、教職員等が適切に研究活動を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導するものとする。

(研究倫理教育責任者)

**第8条** 研究倫理教育責任者は、川崎市立看護大学研究倫理委員会委員長とし、コンプライアンス推進責任者とともに、不正行為及び不正使用の防止を図るための研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、研究倫理教育について実質的な責任と権限を有するものとする。

(不正防止計画推進部署)

**第9条** 本学の不正防止計画を推進するため、川崎市立看護大学事務局（以下「事務局」という。）に不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）を置く。

- 2 推進部署の長は、川崎市立看護大学事務局担当課長をもって充てる。
- 3 推進部署は、不正防止計画を学内外に周知するとともに、不正行為及び不正使用の防止対策を推進しなければならない。
- 4 推進部署は、内部監査担当と連携し、不正を発生させる要因がどこに、どのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理し、評価するものとする。

(内部監査担当)

**第10条** 最高管理責任者の下、実施基準に定められた内部監査を実施するため、内部監査担当を置き、川崎市立看護大学事務局総務学生課長をもって充てる。

- 2 内部監査担当は、会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対する監査を一定数実施するとともに、公的研究費の適正な管理のため、毎年度定期的に川崎市健康福祉局総務部庶務課に管理、執行状況の確認を受けるものとする。
- 3 内部監査担当は、公的研究費の運営・管理体制及び不正使用防止体制を検証するとともに、推進部署と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施するものとする。

### 第3章 通報又は相談の受付等

(通報窓口)

**第11条** 本学における研究活動の不正行為及び不正使用に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）を学内外から受けるため、推進部署に通報窓口を置く。

- 2 前項の通報窓口は、書面、電話、FAX、電子メール、面会等による通報等を受けることができるよう、住所、電話番号、電子メールアドレス等を学内外に公表・周知しなければならない。

(通報の受付)

**第12条** 推進部署は前条の通報窓口で通報を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告するものとする。

- 2 通報は、原則として、通報者の氏名等が明らかにされており、不正行為及び不正使用が行われた時期、関与した者、内容等調査対象が特定でき、不正とする合理的な理由が示されていなければ

ばならない。

- 3 通報が他の研究機関等が調査を行うべき内容であった場合は、推進部署は通報を該当する研究機関等へ回付する。また、他の研究機関等から回付されてきた通報は、本学に通報があったものとして取り扱う。
- 4 学会等の科学コミュニティ、報道又は会計検査院等の外部機関により不正行為及び不正使用の疑いが指摘された場合（インターネット上での指摘を通報窓口が確認した場合を含む。）は、通報があったものとみなして取り扱う。
- 5 不正行為又は不正使用が行われようとしている、あるいは不正行為又は不正使用を求められているという通報については、第1項に準じて取り扱う。また、連絡を受けた統括管理責任者は、内容に相当の理由があると判断した場合には、被通報者に書面で警告を行う。
- 6 普通郵便による書面の送付等、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法により通報がなされた場合は、通報者に受け付けたことを通知する。

（秘密保護義務）

**第13条** 通報等を受けた通報窓口担当者等この規程に定める業務に携わる全ての者は、通報内容等、通報者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 第4章で規定される予備調査及び本調査を行う場合は、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び第4章で規定される調査委員会の委員等をいう。以下同じ。）並びに通報者及び被通報者以外に通報内容、調査内容及び調査経過が漏洩しないよう、調査関係者は秘密の保持を徹底しなければならない。

（通報者等の取扱い）

**第14条** 最高管理責任者は、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）の秘密を守り、通報等したことを理由とする通報者等の職場環境の悪化や差別的な対応が生じないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、懲戒その他不利益な取扱いをしてはならない。

（被通報者の取扱い）

**第15条** 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動の部分的又は全面的な禁止、懲戒その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、誹謗中傷等から被通報者を保護する適切な措置を講じなければならない

(悪意に基づく通報)

**第16条** 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分の内申等必要な措置を講じることができる。

#### 第4章 通報に対する調査体制・方法

(不正行為に関する予備調査委員会)

**第17条** 最高管理責任者は、第11条に基づく不正行為に関する通報の受付その他の理由により、不正行為に関する予備調査(本条から第19条までにおいて単に「予備調査」という。)の必要を認めた場合は、不正行為予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 不正行為予備調査委員会は、次に掲げる委員で構成するものとする。

(1) コンプライアンス推進責任者

(2) コンプライアンス推進責任者が川崎市立看護大学コンプライアンス推進委員会の議を経て指名した教職員等3名

3 不正行為予備調査委員会に委員長を置き、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

4 不正行為予備調査委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

5 不正行為予備調査委員会の委員長は、統括管理責任者をオブザーバーとして委員会に参加させることができる。

(不正行為に関する予備調査の方法)

**第18条** 不正行為予備調査委員会は、通報内容の調査可能性、合理性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 不正行為予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者に対してヒアリングを行うことができる。

(不正行為に関する本調査の決定等)

**第19条** 不正行為予備調査委員会は、最高管理責任者から予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、予備調査の結果を受け、速やかに不正行為に関する本調査(本条から第21条まで、第25条、第27条、第29条、第31条、第32条、第34条及び第35条において単に「本調査」という。)の要否について決定するとともに、その旨を当該事案に係る公的研究費の配分機関及び関係省庁に報告する。

3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、通報者及び被通報者にその旨を通

知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、本調査を行うことを当該研究機関等にも通知する。

- 4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者に通知する。

(不正行為に関する調査委員会の設置)

**第20条** 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合には、不正行為調査委員会を設置する。

- 2 不正行為調査委員会は、次に掲げる調査委員で構成し、委員の過半数は、本学に属さない外部有識者で構成しなければならない。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 川崎市立看護大学事務局長（以下「事務局長」という。）

(4) 最高管理責任者が指名する外部有識者2名

(5) 最高管理責任者が指名する法律の知識を有する外部有識者1名

- 3 不正行為調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

- 4 不正行為調査委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

- 5 不正行為調査委員会の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 6 不正行為調査委員会の委員長は、必要があると認めるときは、学内外から参考人を委員会に招き、専門的見地からの意見、説明等を聞くことができる。

- 7 不正行為調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(不正使用に関する予備調査)

**第21条** 最高管理責任者は、不正使用に関する通報やその他の理由により、不正使用に関する予備調査（本条及び第22条において単に「予備調査」という。）の必要を認めた場合は、推進部署に要請し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 推進部署は、通報内容の調査可能性、合理性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 3 推進部署は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者に対してヒアリングを行うことができる。

- 4 推進部署は、本調査の証拠となり得る関係資料等を保全する措置を取ることができる。

(不正使用に関する本調査の決定等)

**第22条** 推進部署は、最高管理責任者から予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果を受け、速やかに不正使用に関する本調査（本条、第23条、第25条、第29条、第31条、第32条、第34条及び第35条において単に「本調査」という。）の要否について決定するとともに、その旨を当該事案に係る公的研究費の配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、通報者及び被通報者にその旨を通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、本調査を行うことを当該研究機関等にも通知する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者に通知する。

(不正使用に関する調査委員会の設置)

**第23条** 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合には、不正使用調査委員会を設置する。

- 2 不正使用調査委員会は、次に掲げる調査委員で構成する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) コンプライアンス推進責任者
  - (3) 事務局長
  - (4) 第35条第2項で規定する公的研究費責任者
  - (5) 最高管理責任者が指名する会計の知識を有する外部有識者
- 3 不正使用調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 不正使用調査委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 5 不正使用調査委員会の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 不正使用調査委員会の委員長は、必要があると認めるときは、学内外から参考人を委員会に招き、専門的見地からの意見、説明等を聞くことができる。
- 7 不正使用調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員構成に対する異議申立て)

**第24条** 最高管理責任者は、不正行為調査委員会又は不正使用調査委員会（以下「不正行為調査委



員会等」という。)を設置したときは、当該調査委員会の委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

- 2 通報者及び被通報者は、不正行為調査委員会等の委員の構成等について、前項の通知を受けた日から起算して14日以内に当該調査委員会に対して異議申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合には、不正行為調査委員会等の委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知しなければならない。

(本調査)

**第25条** 不正行為調査委員会等は、本調査実施の決定の日から起算して30日以内に調査を開始するものとする。

- 2 不正行為調査委員会等は、不正使用に関する本調査については、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議等を行わなければならない。
- 3 不正行為調査委員会等は、本調査に当たり、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮しなければならない。
- 4 不正行為調査委員会等は、本調査にあたり、通報された事案に関する研究活動に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者へのヒアリング、各種伝票や経理に関する資料等により調査を行う。この場合において、被通報者に弁明の機会を設けなければならない。
- 5 不正行為調査委員会等が再実験等により再現性を示すことを被通報者に求める場合、又は被通報者自らの意志によりそれを申し出て、不正行為調査委員会等がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、当該調査委員会が合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、被通報者は、当該調査委員会の指導・監督のもと行わなければならない。
- 6 通報者、被通報者及びその他調査関係者は、不正行為調査委員会等の本調査に対し、誠実に協力しなければならない。
- 7 不正行為調査委員会等は、本調査に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(証拠の保全措置)

**第26条** 不正行為調査委員会等は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資

料等を保全する措置を取るものとする。

- 2 不正行為調査委員会等に通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、当該研究機関に証拠となるような資料等を保全するよう要請するものとする。
- 3 不正行為調査委員会等は、前2項の措置に影響しない範囲内において、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告等)

**第27条** 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

**第28条** 最高管理責任者は、当該通報が不正使用に関するものであった場合、不正行為調査委員会等の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究活動に係る研究費の執行及び支出を一時的に停止することができる。

- 2 前項の措置を行う場合、最高管理責任者は、当該研究費の配分機関と十分協議しなければならない。

## 第5章 不正行為又は不正使用の認定

(認定)

**第29条** 不正行為調査委員会等は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為又は不正使用が行われたか否かの認定を行う。不正行為又は不正使用と認定された場合は、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用した公的研究費の額その他必要な事項について認定する。

- 2 不正行為調査委員会等は、不正行為又は不正使用が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

**第30条** 不正行為調査委員会等は、被通報者が行う説明を受けるとともに、予備調査及び本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為又は不正使用か否かの認定を行うものとする。

- 2 不正行為調査委員会等は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為又は不正使用と認定してはならない。
- 3 不正行為調査委員会等は、被通報者の説明及びその他の証拠によって不正行為又は不正使用であるとの疑いが覆されないときは、不正行為又は不正使用であると認定するものとする。
- 4 不正行為調査委員会等は、被通報者が保存義務期間内の研究活動に係る実験・観察ノートや生データ等の資料、各種伝票や経理に関する資料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為又は不正使用であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為又は不正使用であると認定するものとする。

(本調査の調査結果の通知)

**第31条** 不正行為調査委員会等は、認定を終了した場合、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、速やかに本調査の調査結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為又は不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が他の研究機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。
- 3 最高管理責任者は、本調査の調査結果、不正発生要因、措置の状況、再発防止策等を当該事案に係る公的研究費の配分機関及び関係省庁に報告する。
- 4 前項の規定にかかわらず、不正使用に係る事案については、最高管理責任者は、通報を受けた日から起算して210日以内に、前項の調査結果等を含む最終報告書を配分機関に提出する。やむを得ず期限までに調査が完了していない場合は、本調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定があった場合、通報者が所属する他の研究機関等にも通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、不正使用に係る事案については、本調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

(不服申立て)

**第32条** 不正行為又は不正使用を認定された被通報者は、本調査の調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者についても、前項に準じて取り扱う。
- 3 最高管理責任者は、被通報者から不正行為又は不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知する。

4 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

5 不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも前2項と同様とする。

(不服申立ての審査)

**第33条** 不服申立ての審査は、不正行為調査委員会等が行う。その際、最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は不正行為調査委員会等に代えて他の者に審査させるものとする。ただし、不正行為調査委員会等の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認められるときは、この限りではない。

2 不正行為調査委員会等又は前項により不正行為調査委員会等に代わり審査するものとされた者(以下「審査者」という。)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定しなければならない。

3 当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、不正行為調査委員会等又は審査者は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。

4 再調査を行う決定を行った場合には、不正行為調査委員会等又は審査者は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することも求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。その場合には、直ちに不正行為調査委員会等又は審査者は、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。

5 不正行為調査委員会等又は審査者は、再調査を開始した場合には、開始した日から起算して50日以内に調査した内容をまとめ、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を通報者、被通報者及び被通報者が所属する研究機関等に通知する。

6 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

## 第6章 調査後の措置

(調査結果の公表)

**第34条** 最高管理責任者は、不正行為又は不正使用が行われたとの認定があった場合には、速やかに本調査又は再調査の調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表する内容には、次の各号を含むものとする。

(1) 不正行為又は不正使用に関与した者の氏名及び所属

- (2) 不正行為又は不正使用の内容
  - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法及び手順等
- 3 前項について合理的な理由がある場合は、不正行為又は不正使用に関与した者の氏名又は所属等を非公表とすることができる。
- 4 不正行為又は不正使用が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、本調査又は再調査の調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表の内容には、次の事項を含むものとする。
- (1) 被通報者の氏名及び所属
  - (2) 調査委員の氏名及び所属
  - (3) 調査の方法及び手順等
- 6 悪意に基づく通報の認定があったときは、次の事項を含めた本調査又は再調査の調査結果を公表するものとする。
- (1) 通報者の氏名及び所属
  - (2) 悪意に基づく通報と認定した理由
  - (3) 調査委員の氏名及び所属
  - (4) 調査の方法及び手順等
- (通報者等に対する措置)

**第35条** 最高管理責任者は、不正行為又は不正使用が行われたとの認定があった場合は、以下の各号の措置を講じるものとする。

- (1) 不正行為又は不正使用への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為又は不正使用が認定された研究活動について責任を負うものとして認定された者(以下「被認定者」という。)に対しては、直ちに公的研究費の使用中止を命じる。
- (2) 被認定者が本学に所属する教職員等の場合は、関係法令、川崎市関係例規、本学規則、規程等(以下「関係法令等」という。)に基づき、所定の手続きにより適切な処置を行うとともに、不正行為又は不正使用と認定された論文等の取り下げを勧告する。
- (3) 最高管理責任者は、公的研究費の私的流用や本学の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、関係法令等に定める措置のほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続きを行

うことができる。

- 2 不正使用に係る被認定者は、公的研究費を返還しなければならない。
- 3 被認定者は、第25条第5項により再現性を示すために本学が負担した経費があるときは、それを返還しなければならない。
- 4 本調査又は再調査の結果、不正行為又は不正使用が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった公的研究費の執行、支出等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後、又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 5 本調査又は再調査の結果、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が本学に所属する者である場合は、関係法令等に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うものとする。この場合において、本学は通報者に対し、第25条第5項に基づき再現性を示すために本学が負担した経費がある時は、その負担を求めることができる。

## 第7章 公的研究費の運営・管理

(公的研究費の適正な運営・管理活動)

**第36条** 公的研究費の事務処理手続きに関して、公的研究費の配分機関がその管理を教育機関に求める場合には、実施基準に基づき、研究者に代わり、公的研究費の受納、管理及び諸手続き、設備等の寄付受納等に関する事務を、事務局が行うものとする。

- 2 前項で定める事務は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）別表第1に定める歳入徴収者（以下「公的研究費責任者」という。）が当該事務に関する責任を有し、不正防止計画を踏まえ、公的研究費の適正な執行を行わなければならない。
- 3 前項を実施するため、公的研究費責任者は、定期的に公的研究費の執行状況を確認しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、不正な取引が教職員等と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることを鑑み、本学における癒着を防止する対策を講じなければならない。

(不正取引業者への処分)

**第37条** 最高管理責任者は、不正な取引に関与した疑いのある業者について、川崎市財政局長に対し、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱等に定める必要な措置を講ずるよう通報することに努めなければならない。

(換金性の高い物品の管理)

**第38条** 公的研究費責任者は、関係法令等に関わらず、換金性の高い物品について当該公的研究費

で購入したことを明示し、また、取得価格の多寡に依らず、所在がわかるよう管理しなければならない。

(出張申請の実行状況等)

**第39条** 公的研究費責任者は、研究者の出張申請の実行状況等の把握、確認をし、宿泊を伴う出張の場合は、用務内容、訪問先、宿泊先及び面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないか等も含め、用務の目的や受給額の適切性を確保し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行わなければならない。

(相談窓口)

**第40条** 本学における公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付けるため、相談窓口を事務局に置く。

(実務担当者の情報共有)

**第41条** 推進部署及び前条の相談窓口は、相談等を通じて蓄積された事例を整理・分析し、実務担当者間の情報共有及び共通地階の促進のための取組を行うものとする。

2 推進部署は、モニタリングの結果等とともに、最高管理責任者に蓄積された事例の整理・分析結果を報告し、基本方針・内部規則等の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックさせるものとする。

## 第8章 雑則

(その他)

**第42条** この規程に定めるもののほか、不正行為及び不正使用の防止に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。